

## 二宮ブランド認定要領

### (目的)

第1条 この要領は、二宮ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）規約及び二宮ブランド認定審査会（以下「審査会」という。）設置要綱に基づき、二宮町の地域資源を活用した商品を「二宮ブランド」として認定するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各項の定めるところによる。

- (1) 商品 地域資源を活用した二宮町のイメージにふさわしいものであって、販売を目的として生産、製造又は加工された商品をいう。
- (2) 事業者 前号の商品を販売することを業とする者をいう。
- (3) 認定 事業者からの申請に基づき、協議会が「二宮ブランド」として認定することをいい、認定品とは、認定された商品をいう。

### (認定申請者の資格)

第3条 認定の申請を行う者は、次の要件に該当する者でなければならない。

- (1) 第2条第2項に規定する事業者であること。
- (2) 商品の生産又は加工について、関係する法令及び条例による許可、認可又は届出の必要がある場合において、これらの許認可を受けた者もしくは届出を済ませた者であること。

### (認定申請)

第4条 認定を受けようとする者は、第1号様式または第6号様式により認定の申請を行うものとし、協議会は、一定の期間を定め、これを受理するものとする。

### (認定の決定)

第5条 前条の規定による申請があった場合において、協議会は審査を審査会に付託し、審査会は、第3項の規定に基づく審査及び協議を実施し、認定基準の合致を判定する。

- 2 前項の結果については、第2号様式により協議会に報告及び認定の承認依頼をする。
- 3 協議会は、審査会から審査結果の報告を受けたのち、協議会において協議を行い、認定を承認する。
- 4 認定に関する評価項目は、別表1のとおりとする。
- 5 認定期間は、第1項による決定後3年間とし、認定後3年間を経過する商品については、審査会において継続認定の可否を審査及び協議し、判定する。

### (認定の表示)

第6条 前条の規定により認定を受けた事業者は、店頭にて二宮ブランド認定証（第3号様式）を表示し、認定品、包装、容器、啓発品等に二宮ブランド認定ラベル（第4号様式）を表示することができる。

### (認定の取り消し)

第7条 協議会は、第6条の規程により認定を受けた事業者もしくは商品が、次の各号に該当する場合は、その認定の取り消し審査を審査会に請求できる。

- (1) 認定の要件に適合しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 二宮ブランドのイメージに悪影響を及ぼすと認められるとき、又は、制度の運用に支障を及ぼす行為があったとき。
- (4) 認定商品の販売を中止したとき。

- 2 認定の取り消しは、審査会での審査の上判定し、その結果を協議会に報告する。
- 3 協議会は、審査会から審査結果の報告を受けたのち、協議会において協議を行い、取り消しを承認する。
- 4 前項の取り消しを受けた事業者は、直ちに二宮ブランド認定証及び二宮ブランド認定ラベルを協議会に返還しなければならない。
- 5 協議会は、認定を取り消したときは、その対象となる認定品及び事業者を公表することができる。  
(認定された事業者の責務)

第8条 認定を受けた事業者は、この要領の規程を誠実に遵守するとともに、次の各号について、留意しなければならない。

- (1) 認定品の生産、製造及び販売を通じて積極的に二宮町のPRやイメージ向上に努めること。
  - (2) 認定品の販路開拓及び確保に努め、出荷量、流通量、消費動向の把握に努めること。
  - (3) 認定品の計画的な製造、提供及び適正な品質管理並びに関係書類の保管に努めること。
- 2 認定品に係る事故又は苦情が発生したときは、認定を受けた事業者がその一切の責任を負うものとし、解決に向けて誠実に対処しなければならない。
  - 3 事業者は、前項の事故又は苦情について、特に重大であると認めるときは、直ちにこれを協議会および審査会へ報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月20日から施行する。